

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第204回国会】令和3年3月17日（水）、第9回の委員会が開かれました。

- 1 ①デジタル社会形成基本法案（内閣提出第26号）
  - ②デジタル庁設置法案（内閣提出第27号）
  - ③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第28号）
  - ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（内閣提出第29号）
  - ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（内閣提出第30号）
- ・平井国務大臣、藤井内閣府副大臣、新谷総務副大臣、中山防衛副大臣、古川総務大臣政務官、宮路総務大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- （質疑者）牧原秀樹君（自民）、濱村進君（公明）、森山浩行君（立民）、柚木道義君（立民）、大西健介君（立民）、松尾明弘君（立民）、阿部知子君（立民）、塩川鉄也君（共産）、足立康史君（維新）、岸本周平君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 牧原秀樹君（自民）

- （1） 平井国務大臣の本法律案にかける思い
- （2） ベース・レジストリの範囲
- （3） 社会保険オンラインシステム
  - ア 年金の記録管理システム等の開発期間及び費用並びに進捗状況
  - イ システム開発の責任の所在
  - ウ 年金の給付システム刷新の検討状況
  - エ デジタル庁を軸に政府一体となってシステム刷新を進める必要性
- （4） 情報システムの整備における契約の審査のため、デジタル庁に法務チームを置く必要性
- （5） 統一的なガバメントクラウドの構築に当たり、複数の国内事業者が共同で構築するかの確認及びベンダーロックインの危険性
- （6） マイナンバーカードの普及
  - ア 普及に当たっての物理的限界の現状及びその打開策
  - イ マイナポイントの発行状況及び今後の促進策
- （7） 基本原則として掲げている「誰一人取り残さない」デジタル社会の形成に向けた平井国務大臣の決意

## 濱村進君（公明）

- （1） 地方公共団体がガバメントクラウドを導入するに当たってのSaaS（ソフトウェア・アズ・ア・サービス）、PaaS（プラットフォーム・アズ・ア・サービス）、IaaS（インフラストラクチャー・アズ・ア・サービス）の使い分け
- （2） 子ども子育て支援の上乗せ給付等の地方公共団体の独自施策の実装方法
- （3） 現在の地方公共団体の業務システムの費用
- （4） 今後の地方公共団体の独自施策に係るシステム構築の財源措置
- （5） クラウドシステム調達に当たりISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）対応ベンダーにロックインされる可能性
- （6） ISMAP登録外ベンダーシステムのガバメントクラウド接続の可否

**森山浩行君（立民）**

- (1) デジタル化の推進
  - ア デジタル庁の体制及び民間人材の活用
  - イ 行政のデジタル化に当たり行政の無謬性を克服し失敗を速やかにリカバリーしていくための方策
  - ウ イに対する大臣のリーダーシップ
  - エ 地方公共団体の独自システム開発が国と異なる方針であった場合の紛争解決の仕組み
  - オ システム構築に当たり分権で行うか、標準化レイヤーをどこにするか、民主的に行うか、自己情報コントロール権が確保されるかの確認
- (2) 個人情報保護
  - ア 照合可能性はあるが容易照合可能性のない情報の例
  - イ 行政機関の業務において改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第 69 条第 2 項第 2 号で示す相当の理由がない業務の存否
  - ウ イに関連して首長が相当の理由があったとした事項に対し個人情報保護委員会から意見が出る可能性
  - エ 個人情報保護法と EU の GDPR (一般データ保護規則) との関係性
  - オ 条例の違いにより災害対応に差が生じた事例
  - カ 改正後の個人情報保護法における条例によるオンライン結合制限の継続の有無
  - キ カが条例による上乘せ、横出しの範囲に含まれるかの確認

**柚木道義君（立民）**

- (1) LINE 株式会社の個人情報管理不備問題
  - ア 国及び地方自治体と LINE 株式会社との連携等の状況を確認し公表する必要性
  - イ 本事案について個人情報保護委員会で現在把握している情報及び事実関係を調査し公表する必要性
  - ウ 現行における外国の第三者への個人データ提供時のルール
  - エ 本事案におけるデータへのアクセス状況及び閲覧されたデータ等を個人情報保護委員会と連携して調査確認し公表する必要性
- (2) 総務省幹部職員の接待問題
  - ア 平井国務大臣、新谷総務副大臣及び古川総務大臣政務官のデジタル庁と関係する事業者又は有識者等との接待・会食の有無
  - イ 総務省情報通信行政検証委員会において、総務省と関係する企業だけでなくデジタル庁と関係する企業についても職員との会食や行政への影響について調査し報告する必要性
  - ウ デジタル庁において利害関係が相反する民間企業出身の職員がいる場合に行うこととしている、当該職員をその業務から隔離するなどの運用をチェックする具体的な方法
  - エ 退職した谷脇前総務審議官が国家公務員の倫理規程違反とされた場合に国家公務員退職手当法の規定に基づき退職手当の返納を命ずる可能性
  - オ 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範について国家公務員倫理規程との公平性の観点から見直しを行う必要性
- (3) 個人情報保護委員会の体制及び監督権限を強化するとともに同委員会から他の行政機関に対する命令等を可能とする必要性
- (4) 情報機関の活動に対する監視・監督を行う第三者機関の必要性

**大西健介君（立民）**

- (1) デジタル改革関連法案の参考資料の誤りについて、再発防止チームの設置予定の確認並びに衆議院でデジタル改革関連法案の審査が終了するまでに検証結果及び再発防止策について報告するかの確認
- (2) デジタル改革関連法案
  - ア 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の予診票がアナログであることについての平井国務大臣の受け止め及びデジタル庁発足後これが変わる事となるかの確認
  - イ 予防接種実施規則における「文書による同意」について、デジタル化に合わせて変更することの可否
  - ウ 予防接種実施規則における「文書による同意」の規制緩和を行う必要性
  - エ 新型コロナウイルス接触確認アプリをグーグルやアップルの基本ソフトの最新仕様に対応させなければならないことをいつ認識したかの確認及び早急に対応しなかった理由
  - オ デジタル庁の発足後は新型コロナウイルス接触確認アプリのようなアプリ等のバージョンアップ対応が万全に行われることの確認
  - カ 官が保有するデジタルデータを民間事業者が有効活用できるオープンな情報基盤の整備についてデジタル庁の発足によりどのように進むかの確認
  - キ 契約書面の電子化が消費者被害を拡大させる危険性
  - ク 国民が安心して暮らせる社会が実現するよう契約書面の電子化を慎重に進める必要性
  - ケ デジタル社会形成基本法案（以下「基本法案」という。）第3条の「全ての国民」に在外邦人が含まれるかの確認
  - コ マイナンバーを使用して特別定額給付金を支給する場合、在外邦人を支給対象にしないと基本法案第3条の基本理念に反することとなるかの確認
  - サ デジタル庁においては、セキュリティ上懸念あるファーウェイ社の機器は使用しないこととなることの確認
  - シ セキュリティ上懸念のある機器を調達から排除する権限はデジタル庁ではなくサイバーセキュリティ基本法の所管省庁にあるかの確認
  - ス 本法律案成立後に地方自治体がオンライン結合を禁止することができる場合の確認
  - セ スに対する平井国務大臣の答弁における「センシティブなもの」の具体的なイメージ
- (3) デジタル社会で求められる能力の確認

#### 松尾明弘君（立民）

- (1) デジタル時代における公文書管理
  - ア デジタル社会におけるデジタルガバメントを前提とした公文書管理の在り方について政府の方針の内容及び現在の検討状況
  - イ 「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成31年3月25日内閣総理大臣決定）による電子的管理の進捗状況
- (2) オープンデータへの取組
  - ア 基本法案に基づくオープンデータの提供についての方針及び実施内容
  - イ オープンデータ提供に向けた取組についての具体的なアクションプラン及びスケジュール感
  - ウ 業務フローの改善を含むデジタルライゼーションの実現に向け、デジタル庁が行う具体的な取組の内容及び方法
  - エ デジタルライゼーションを実現するために押さえるべき核心部分について平井国務大臣の見解
  - オ 基本法案第37条のデジタル社会の形成に関する重点計画に関し、目標の達成状況の適時の調査、調査結果の公表及び計画の変更を規定することによりデジタル社会の形成が進捗する根拠
  - カ 基本法案第37条第7項の目標の達成状況に係る調査及び公表について想定している頻度
- (3) 地方公共団体情報システムの標準化

- ア 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案第7条第2項による基準変更の意義並びに各地方自治体における情報システムの運用状況、意見の集約体制及び基準の見直しの頻度
- イ 標準システム又は追加開発のオープンソース化について検討中の事項又は議論の内容
- ウ 標準システムのオープンソース化は選択肢として可能性があることを念頭に検討中であることの確認

#### 阿部知子君（立民）

- (1) 平井国務大臣が考えるデジタル社会の成功の鍵
- (2) 母子手帳のデジタル化のように、行政が利用可能な情報を国民との相互対話によって決定していく国民参加こそがデジタル社会の基本であるとの考えに対する平井国務大臣の見解
- (3) 個人情報保護法の改正における学術研究に係る適用除外規定の見直し
  - ア 本人同意の観点からの本改正による変更や改善の有無
  - イ 本改正に伴う研究倫理指針の改正の有無
- (4) 海上自衛隊における女性隊員の個人情報持ち出し問題
  - ア 本問題について防衛省が処分を行った時期
  - イ 本問題について行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用により下されるべき処分内容
  - ウ イの処分がいまだ行われていない理由
  - エ 本改正後に自衛隊において個人情報の漏えいが生じた場合に、個人情報保護委員会と警務隊の両方から調査が行われることの確認
  - オ 本改正後に個人情報保護委員会が警務隊に対して勧告等の権限を持つことの確認

#### 塩川鉄也君（共産）

- (1) デジタル化に伴う地方公共団体の行政手続
  - ア 令和3年3月9日の衆議院本会議における菅内閣総理大臣の「真に必要な窓口業務等に職員を振り向ける」という発言の真意
  - イ マイナンバーカードの普及促進のため窓口業務を減少させることが住民の利便性の後退につながる可能性
  - ウ 地方公共団体の行政手続においてペーパーレス化が進んでいることについての政府の見解
  - エ 国として地方の行政手続の現状を把握する必要性
  - オ 基本法案第8条が国民にデジタルを習熟するよう求める規定であることの確認
  - カ 基本法案第14条の規定により地方公共団体が住民にデジタル化を押し付ける可能性
  - キ 基本法案第14条の規定が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）よりも踏み込んだ措置であることの確認
  - ク 窓口業務だからこそ把握できていた住民情報に基づく支援ができなくなる可能性
  - ケ デジタル化の推進が対面手続を縮小、廃止する方向につながっていることについての政府の見解
- (2) 個人情報保護法改正
  - ア 全国的な共通ルールを策定する理由
  - イ 個人情報保護とデータの利活用の両立に必要なルールの策定を求める声があったことの確認
  - ウ 本法律改正後において地方公共団体の条例について独自の上乗せ、横出しといった規制が制約される可能性
  - エ 限定的な手続以外は条例の上乗せ、横出しといった規制が認められないことの確認
  - オ 地方公共団体が匿名加工情報のオープンデータ化を行わないことが認められることの確認
  - カ 個人情報保護委員会の地方公共団体への関与の在り方

- キ 個人情報保護よりもデータの利活用を優先する仕組みとなっていることの確認
  - ク 本法律改正により地方公共団体独自の個人情報保護の取組を制限することが地方自治の侵害に当たる可能性
- (3) デジタル庁が作成及び推進することとされている重点計画が地方公共団体の情報システムに強く関与する可能性

#### 足立康史君（維新）

- (1) LINE株式会社の個人情報管理不備問題
- ア 報道についての個人情報保護委員会の受け止め
  - イ 企業が中国に拠点を置く場合に、日本の法令により国民の個人情報保護が図られるかについての見解
  - ウ 外国の第三者に対する個人データの提供に当たっての本人に対する説明の在り方についての所見
  - エ 本事案への対処に関する平井国務大臣の決意
- (2) 生活福祉資金貸付制度
- ア 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案における社会福祉協議会に対する特例の概要及びその経緯
  - イ 社会福祉協議会が行っている緊急小口資金等の特例貸付に係る事務について、速やかに他の行政機関に移管する必要性
  - ウ 生活資金融通の仕組みを見直すに当たり消費者金融を活用することについての問題
- (3) 将来的に銀行口座への個人番号の付番が義務化される可能性についての平井国務大臣の見解
- (4) あらゆる資産に課税するとした場合には、資産情報についてのプライバシーを考慮する必要がないとの考えに対する国税庁の見解

#### 岸本周平君（国民）

- (1) 台湾がデジタル技術を活用して新型コロナウイルス感染症の感染拡大を封じ込めた原因
- (2) 台湾の事例を参考に我が国でも一般国民が本法律案を議論したり、政策を提言できるプラットフォームを設置する必要性
- (3) デジタル政府を成功させるためにはインクルージョンと政府の説明責任が必要であるとの指摘に対する平井国務大臣の見解
- (4) 我が国のデジタル化が進まなかった原因
- (5) 自然災害の発生や感染症の流行に対してデジタル改革関連法案で対処可能となる内容